

定 款

定 款

第1章 総 則

第 1 条（商 号）

当社は株式会社トミタと称し、英文では TOMITA CO., LTD. と表示する。

第 2 条（目 的）

当社は次の事業を営むことを以て目的とする。

1. 工作、鍛圧、建設、輸送、化学、
上記各機械、その他諸機械の製作販売輸出入並に賃貸
2. 工具、電気機器の製作販売輸出入
3. 冷凍、冷蔵、冷暖房装置の設計施行並に販売賃貸
4. 度量衡器、計量器の販売
5. 合成樹脂製品、油脂製品の販売
6. 工業所有権、ノウハウ、システムエンジニアリング、その他ソフトウェアの取得、企画、保全、利用及び販売
7. 建設工事の請負並に設計管理施行
8. 古物営業法による古物商(中古機械等の売買)
9. 前各号に附帯する一切の業務

第 3 条（本 店）

当社は本店を東京都中央区に置く。

第 4 条（機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条（公告の方法）

当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都に於て発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第 6 条（会社の発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は 2,385 万 8 千株とする。

第 7 条（取締役会決議による自己の株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数および単元未満株券の不発行）

当会社の単元株式数は 100 株とする。

第 9 条（単元未満株式の権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 11 条（株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置くことができる。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により定める。

2. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第3章 株主総会

第 12 条（招 集）

当会社の定時株主総会は毎営業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

2. 当会社の定時株主総会、臨時株主総会の開催場所は、本店の所在地またはこれに隣接する地もしくは東京都 23 区内とする。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集者および議長）

株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、その議長となる。

ただし、取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第15条（決議）

株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第17条（議事録）

株主総会の議事はその経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

第20条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任の決議は累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（取締役会）

取締役は取締役会を組織する。

2. 取締役会は法令または定款に定める事項のほか会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。

第23条（取締役会の招集権者、議長および招集通知）

取締役会は法令に別段の定めある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

第24条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第26条（取締役の責任免除）

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意にして且つ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にして且つ重大な過失がない場合には、法令が定める額を限度として、責任を負担する契約を締結することができる。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（代表取締役）

取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

第29条（役付取締役）

取締役会はその決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長各1名および専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

第31条（監査役の員数）

当会社の監査役は、3名以内とする。

第32条（監査役の選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。

第35条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第36条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条（監査役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第38条（監査役会規則）

監査役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第39条（監査役の報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第40条（監査役の責任免除）

当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意にして且つ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にして且つ重大な過失がない場合には、法令が定める額を限度として、責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第41条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第42条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第43条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第44条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第45条（会計監査人の責任免除）

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

第46条（営業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第47条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第48条（中間配当）

当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第49条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上

2020年6月26日改定